

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険関連事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

野迫川村長は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたって、特定個人情報ファイルの不適切な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

奈良県野迫川村長

公表日

平成28年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険関連事務
②事務の概要	村は、国民健康保険法及び関連する法令や条例に基づき、国民健康保険税の賦課徴収とそのための調査を行っている。その中で、特定個人情報を下記の事務に利用する。 (1) 国民健康保険被保険者資格の管理。 (2) 被保険者に対する被保険者証等の発行。 (3) 賦課額算定の基礎となる被保険者の所得・資産情報の調査・確認。 (4) 賦課額の算定と通知、及び奈良県国民健康保険連合会(以下「連合会」という。)から送付される特別徴収情報による特別徴収の実施。 (5) 連合会から送付されるレセプトデータによる高額療養費の計算と、被保険者からの申請による支給。
③システムの名称	国民健康保険システム 住民税システム 固定資産税システム 収納管理システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム 奈良県国民健康保険連合会電算処理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 国民健康保険情報ファイル (2) 住民税課税情報ファイル (3) 固定資産税課税情報ファイル (4) 収納管理情報ファイル (5) 本人確認情報ファイル (6) 送付先情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16、30
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の42
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長	住民課長 吉井 善嗣
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	野迫川村役場 総務課 奈良県吉野郡野迫川村大字北股84番地 0747-37-2101
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	野迫川村役場 住民課 奈良県吉野郡野迫川村大字北股84番地 0747-37-2101

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

